

指定物流事業者選定実施要領

1. 目的

この要領は、北部・離島地域振興対策実施要領に定める補助対象事業者の選定(以下「選定手続き」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2. 参加資格

この選定手続きに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年5月3日政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県より入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) この手続に参加を予定する者は、第2種貨物利用運送事業者であること。
- (8) 共同企業体(以下「共同企業体方式」という。)でも可とし、この場合は以下のとおりとする。
 - 1) 共同企業体を代表する事業者が、この選定手続に参加すること。
 - 2) 共同企業体を構成する事業者は、上記(1)から(7)までの要件をみたすこと。

3. 事業実施提案書(以下「提案書」という。)の作成及び提出

提案書は、2部(原本1部、副本1部)を作成し、これを提出する。ただし、共同企業体方式のときは共同企業体協定書様式例を参考に、必要な事項を定めた協定書も作成し、これを添付する。

4. 選定方法

- (1) 総合得点方式により順位を決定し、上位の3事業者までを選定することができるものとする。
 - 1) 評価項目は、次のとおりとする。
 - ① 営業収益に関する事項(事業規模の評価)
 - ② 運送取扱量に関する事項(事業遂行能力の評価)
 - ③ 仕向地別平均運賃に関する事項(物流合理化基本能力の評価)
 - ④ 補助金充当平均割引額に関する事項(補助事業遂行能力の評価)
 - 2) 評価項目に関する配点は10点を最高点、最低点を1点とし、次のとおりの配点方法とする。
 - ① 営業収益に関する事項は、金額の大きい順序に対して最高点から順次割当てる。
 - ② 運送取扱量に関する事項は、取扱量の大きい順序に対して最高点から順次割当てる。
 - ③ 仕向地別平均運賃に関する事項は、運賃の小さい順序に対して最高点から順次割当てる。
 - ④ 補助金充当平均割引額に関する事項は、割引充当率の高い順序に対して最高点から順次割当てる。
 - 3) 総合得点は、上記2)の①から④までを加算した得点とする。
- (2) 割引充当率が90%を下回るときは、前項の選定方法にかかわらず、これを失格とする。

(附則)

本要領は、令和4年4月1日から施行する。